

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和6年3月19日 午前11時12分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	矢 口 龍 人
副委員長	佐 藤 文 雄
委 員	岡 崎 勉
委 員	小 倉 博
委 員	久 松 公 生
委 員	櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

議 長	小座野 定 信
副 議 長	櫻 井 繁 行

出 席 説 明 者

な し

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局	局 長	金 子 俊 文
	局長補佐	谷 中 博 文
	係 長	折 本 尚 充

議 事 日 程

令和6年3月19日（火曜日）午前11時12分 開 議

1. 開 会
2. 議長あいさつ
3. 事 件

（1）「刑事訴訟法に基づく適正な手続きを求める決議について」の取り扱いについて

4. 諮問に対する答申（案）について
5. 閉 会

開 議 午前11時12分

○矢口龍人委員長

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

会議に入る前に、小座野議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほど、16番矢口龍人議員外5名より、刑事訴訟法に基づく適正な手続を求める決議についての動議が提出されました。

この取扱いについて貴委員会のご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局、折本係長を指名いたします。

○矢口龍人委員長

協議事項は、ただいま議長のあいさつにありました、刑事訴訟法に基づく適正な手続を求める決議についての取扱いについてであります。

ただいま提出されました発議第1号につきましては、議会運営委員会でご協議いただき、承認いただければ本会議へ提出することとなり、趣旨説明、質疑、討論を経て、採決を行うこととなります。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄副委員長

今回のこの運営というか採決の問題なんですが、久松委員はやはりこれの解決、疑惑の渦中の方ですので、採決に加わらないことが必要かなと思うんですけれども。それ以外にも、櫻井副議長が署名活動に協力したということと、ねえ、自らおっしゃっていただいた。あとは、久松委員が証人喚問のときに、そのほか3名協力していただいたというふうにおっしゃったと思うんですよね。そのうちの1人が小倉委員かな、私もやったよというふうに言っておりますので。こういう中で、やはり採決のほうにこれが加わってしまうと、これ、告発そのものが無理になってしまうような感じがするんですよね。

私は、本来であれば、身の潔白であれば、別に刑事訴訟法のやり方で告発したほうが身の潔白が逆に証明されるのではないかなと思うんですよね。私はそのほうがいいと思うんですよね。逆に、反対する

と、それが逆の意味で批判的になってしまうのではないかなという感じがするんですけども。いかがですかね。

○矢口龍人委員長

久松委員がおいでなので、お話を聞きたいんですけども、そのほか3名というのはどなたなんですか。

〔「それをここで言う必要ないんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

いやいや、だって、百条委員会でああいうふうに答弁しているんだから。ここ議会運営委員会ですから、議会運営を図る上で、今、言った佐藤副委員長の意見があるのであれば、やっぱりちゃんと言っていただかないと。誰が協力したか、いや別にそれが悪いとか何とかといったわけではなくてね。協力した人がだっているでしょう。

はい、久松委員。

○久松公生委員

今の協力した議員という話ですが、私が証人喚問の際に、佐藤副委員長からその質問をされました。私は何名と言いました。ただ名前は結構ですというふうになったので、名前は言っていないだけです。

なので、ここで言う必要があるのかと思って。

○矢口龍人委員長

それは、議会運営の中で今、採決をするのに、佐藤副委員長が言ったように、関係者がやっぱり入っていたのではおかしいのではないですかというご意見なので。

それならば、本人おるんだから、どなたですと言っていていただいて、その人たちに除斥願うかどうかということは、今から決めることであってね。それはまだ、何も除斥するというわけではないですからね、それはこの中で決めていけばいいので。

私は参加してもらっていいと思うんですけどもね。私は除斥しなくていいと思うんですよ。反対したら反対したで、私はそれでも結果としていいと思うんですよ。

ただ、さっき言ったように、身の潔白を信じるのであれば、思い切ってやっぱり刑事訴訟することに賛成したほうが本当はいいのではないかなと思うんですけども。そういうことなんです。

○副議長（櫻井繁行君）

本来ではオブザーバーですけども、今、名前が出たので、発言をしてよろしいですか。

○矢口龍人委員長

はい、いいですよ、はい。

○副議長（櫻井繁行君）

刑事訴訟をするというね、それはいろんな意見があると思うんですよ。百条委員会で11回もやってやってきた案件ですから、それは真摯に受け止めてやっていく必要があると。

ただ、百条委員会として、告発しないという意見が出来たわけですよ。ただ、その中で矢口委員長のほうから、個人的、何人もそれを科されることではない、告発、その権利があるんだという話で、6名の議員としてこう出されているというのは、理解はできますけれども。

それに関しては、百条委員会で大川弁護士が言ったように、その採決に関わる権利というのは、僕らはもう民主主義ですから、あると思うんですよ。その辺は、正式に協力したってお話をしたのは、整理しますけれども、私だけです。小倉委員に対しては、休憩中の話です。これ、会議録をどういうふうにするか、事務局にあとはお任せしますが、暫時休憩の中で小倉委員に関しては協力したというお話があったわけですから、百条委員会で正式な会議録としては残っているものではない。

そのほか、今ここでその3名を明らかにするというのは、またこれもおかしい話だと。まあ、私はお手伝いをした当事者としてもそのように思っていますので、ぜひ協力した4名云々も含めて、今回はその久松委員に関しても採決に加わっていいと思っていますよね。これは容疑者として久松委員が上がったわけでもありませんし、その不正があったということは、11回で百条委員会の中で事実の確認できなかったわけですから。今回は正式に、和をもって貴しとなすではないですけども、しっかりと議長を除く15名が採決に加わって、民主主義にのっとり粛々とこの動議に関しては採決をするという。それがやはりスタンダードというか、真つ当な考えなのではないかなと思いますので、こういう意見をさせていただきます。

○佐藤文雄副委員長

やっぱりこのままの、これは私の意見になってしまうとは思いますが、ほかのやっぱり被疑者不詳になっているわけですから、やはり司直に委ねるというやり方のほうが、皆さん協力者も含めて皆さんの潔白になるというふうに思うんですね。

だから、櫻井副議長がどうしても全部参加すべきだということであれば、それはまあやむを得ないかなとは思いますが。そういう意味では、やっぱりきちっと告発という立場に立ってもらったほうが、逆に身の潔白になるのではないかなと思うんですね。いかがですかね。

○小倉博委員

私は、潔白なんてことはどこにもないんですけども、とにかくそういうその潔白なんて言葉が出てくるような、私は行動していませんし、当たり前のことを当たり前に進めてきただけで。確かにそれが本人の手によらない署名があったということは、事実として私は認めなくてはいけないと思うんですけども、そういう中の段階で、たとえ53人書かれてしまったと。本当に、これは大事なことです。これはとことん調べてということで、11回ですか、調査特別委員会があつて、まあ、それでもなおかつ特定できなかったと。

私はそれはやっぱり、もともと署名の流れというのは、俺も友達いっぱいいますけれども、こういう俺ら運動しているんだよと言うと、ちょっと……

〔「要件がずれている」と呼ぶ者あり〕

〔「採決に加わるかどうかを明確にやってください」と呼ぶ者あり〕

○小倉博委員

すみません。除斥って言葉がありましたけれども、私はこれ、全体の、この間の調査委員会で……

○矢口龍人委員長

違う、調査委員会の話をしているのではないんですよ。

〔「今ここで意見を言うんだよ」と呼ぶ者あり〕

〔「議会運営委員会でするのかの話ですよ」と呼ぶ者あり〕

○小倉博委員

除斥については反対です。

○矢口龍人委員長

除斥ばかりではなくて。

○櫻井健一委員

私は委員会の中で、この刑事訴訟法第239条第2号の扱いについて申し上げさせていただきましたが、これ、適正に手続をすることを求めるとありますけれども、今後の施政に対して、その市民が意見を言いつらくなるというような支障が出るというような意見から、私はそれには反対したということがあり

ますので、この署名自体がこれ、適正な手続だといったところの……、何ですかね、この、意見について、すごく僕は疑問に思っております。この扱いについてもどうなのかなというのは、正直分らないというか、判断してこのまま動議をやるべきなのかというのも、委員会で決まったことをまたひっくり返すような話になっていますので、そこからちょっと議論をしたほうがいいのではないかなと思うんですよ。

○矢口龍人委員長

いや、全然、法的に問題ないですよ。

○櫻井健一委員

やることも問題ないでしょうけれども、やらない意見で正式な意見が……

○矢口龍人委員長

やらない意見って、だって参加していない人もいますよ。

じゃ、暫時休憩。 [午前11時23分]

○矢口龍人委員長

じゃ、再開します。 [午前11時26分]

櫻井健一委員の意見に対しての事務局の答弁を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

お答えします。

今おっしゃったように、同一の会議で同一の事案を審議して、一回決まったものをもう一度審議するというのも問題ありということでございますが、今回は百条委員会という特別委員会で審議されて、今回は本会議で改めて、内容は同じですけれども会議が別ですので、問題ないということで調べてきております。

○櫻井健一委員

同じ内容をもう一度審議するというのであれば、同じ条件で審議しないと、条件が変わると思うんですけれども、そのときに退室者がいたりですとか、そういうことがあるというのは、問題にはならないのでしょうか。

○議会事務局長（金子俊文君）

同じ百条委員会でもう一回審議するというのが問題になるということです。

今回、本会議になりますので、これは別な、百条委員会と本会議で別ですので、こちらは問題ないというようなことでございます。

○議長（小座野定信君）

今までの百条委員会を11回積み重ねてきたわけですからけれども、その段階がちょっとおかしかったのになって、正直今思うんですね。というのは、今言ったのは、残りの3名ですか、久松委員を含む4名、4名を最初の百条委員会から俺は外すべきではないかというのは……

[「そうだよな」と呼ぶ者あり]

[「いやいや、それは議長、会議録を呼んでもらえば分かるんですけれども、大川弁護士
のほうからそういうことはないというお話があったようですよ」と呼ぶ者あり]

[「いやいや、その話ではない、今その話ではない」と呼ぶ者あり]

[「いやいや、その話だよ」と呼ぶ者あり]

[「違う、違う」と呼ぶ者あり]

[「その話」と呼ぶ者あり]

〔「その前からというふうに言っているから」と呼ぶ者あり〕

〔「最初」と呼ぶ者あり〕

〔「最初から。協力者が。協力者はそこから外すべきだったと。

そうしないとおかしかったのではないかと」と呼ぶ者あり〕

〔「調査の過程で分かってきたことなので、一番最初には分かってなかった
のではないですかね」と呼ぶ者あり〕

〔「まあいいや」と呼ぶ者あり〕

〔「暫時休憩で」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

暫時休憩じゃないよ、今。

○議長（小座野定信君）

そういうことかなと思います。

○副議長（櫻井繁行君）

そういうことは、最後確認なんですけれども、今回、矢口委員長含めて6名の賛同者がいるので、本会議のほうで改めて告発をする動議が出て、もちろん質疑等もあるでしょうけれども、それ自体は議会議務局長のおっしゃるように、何も問題がないということなので、そこだけは全員協議会を開いたときに事務局長のほうからお話をいただければいいと思うので、それ以上は僕は何もないので、あとはおのおのが考えることだと思います。

あとはもう1つ、久松委員がそこに入るかどうかというところだけは、一応この議会運営委委員会のほうで確認をしておいたほうがいいのかなと。

○矢口龍人委員長

いや、だから久松委員を除外にするならば、櫻井副議長も除外するしかないよということ。同じこと、条件になってしまうでしょう。だからそれは百条委員会とこれは違うんだということ。

○副議長（櫻井繁行君）

いや、だから、だったらそれもよく考えてやっていったほうがいいかなって。

○佐藤文雄副委員長

議会運営委員会で決めるしかないね。だから今、いろいろ議長の意見もあり、櫻井副議長の、あるので、そこでどうするかっていうのを決めるのをね。

だから、全くだからこの決議案は、これは独立していますからね。

○矢口龍人委員長

だから、内容を精査して、除外対象者がいるのかな。いるならば、除外対象者になりますかというふうなことを今話しているだけなんです。百条委員会はもう終わったことだからね。

○副議長（櫻井繁行君）

まるっきり百条委員会と関係のないということは理解できたので。ならば、今さら誰一人除外をする必要が僕はないと思います。

それは僕の意見なので。あとは最終的に6人の議会運営委員会の皆さんで、僕は副議長でオブザーバーですから、表決権ありませんから、ご確認をいただければと。

○櫻井健一委員

という解釈であれば、先ほど佐藤副委員長の言った、除外する人が必要なのではないかといった意見というのは、僕はしなくてよくて、被疑者がいないということを全員で、潔白を晴らす晴らさない、い

ろいろな意見の中で賛否を採ったほうがいいと思いますので、全員参加が望ましいと思います。

○矢口龍人委員長

オブザーバーより、こっちの意見を聞かなくっちゃ。

○佐藤文雄副委員長

議会としての判断ということが非常に重みがあるということであれば、皆さんのそういう意見をやっぱり集約しなくてはいけないかなと思いますよね。

○議長（小座野定信君）

最初にルールと言ったように、もう最初からこの3名も、久松委員も3名も入っていたわけだよね。今、櫻井健一議員が言ったように、久松委員も被疑者ではなくなったわけですよ、百条委員会の中であれば、加わって、みんなでやったほうがいいかなと私は思います。

○矢口龍人委員長

はい、分かりました。

じゃ、とりあえず全員参加で質疑に臨むということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

では、このように。

あとは、市民が、判断して。

まだ終わっていない。

それでは、お諮りいたします。

発議第1号につきましては、追加日程第1として直ちに本日の議事日程に組み込み、提案者から趣旨説明を行い、議案に対する質疑の後、委員会付託を省略し、討論を行い、直ちに採決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。

なお、議案に対する質疑につきましては、先例により、通告がなくても認めることとし、質疑の方法は一問一答方式、質疑の回数は一議案一要旨につき3回までとすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

本件につきましては除斥議員の該当がないということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、議会運営委員会として除斥議員は該当なしとさせていただきます。

○矢口龍人委員長

次に、諮問に対する答申案についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本日の諮問に対する答申案につきましては、作成するいとまがないため、その作成を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、本委員会終了後に開催されます全員協議会において、本職から本委員会の審議結果の報告を口頭で行いたいと思います。

○矢口龍人委員長

これで議会運営委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時35分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢 口 龍 人